

学校法人大阪医科薬科大学 役員等報酬及び退任慰労金支給規則

(令和7年6月15日施行)

(目的)

第1条 この規則は、私立学校法第100条及び学校法人大阪医科薬科大学(以下、「法人」という。)寄附行為第58条の規定に基づき、役員、評議員、相談役及び参与(以下、「役員等」という。)に支給する報酬及び退任した場合に支給する役員等退任慰労金について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況その他の事情を考慮し、適正な支給の基準等必要な事項を定めることを目的とする。

第1章 役員等報酬

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬は、別表1及び別表2に定める額とする。

2 前項の報酬は、役員等に就任した日の属する月から支給を開始し、役員等を退任した日の属する月をもって支給を終了する。

(交通費の支給)

第3条 役員等(常勤の者に限る。)には、報酬のほか法人常勤職員の通勤手当の例により交通費を支給する。

2 前項以外の役員等の交通費については、その実費を支給する。

(報酬等の支払日)

第4条 役員等の報酬及び交通費の支払日は、当該月の25日(休日の場合は前日、前日が休日の場合は前々日)とする。ただし、前条第2項に定める交通費については、会議等出席の都度これを支給する。

(理事である学長及び校長)

第5条 理事である学長及び校長の報酬については、別表1を適用して支給し、その他の諸手当は支給しない。ただし、理事である学長又は校長が法人常勤職員を兼ねる場合は、法人常勤職員の給与規則及び別表2を適用して支給することができる。

第2章 役員等退任慰労金

(適用範囲)

第6条 退任慰労金は、役員等のうち次の各号に掲げる者が退任した場合に、その者(死亡による退任の場合には、その遺族)に支給する。

(1) 理事長

- (2) 副理事長
- (3) 常務理事
- (4) 理事
- (5) 常勤監事
- (6) 監事
- (7) 評議員

(役員の退任慰労金の額)

第7条 前条第1号から第5号に掲げる役員(次条に掲げる者を除く。)、学長及び校長に対する退任慰労金の額は、その職の退任の日におけるその者の報酬月額に別表3の各号俸に対応した支給月数と第10条第1項に定める在任期間(年数)を乗じて得た額とする。ただし、前条各号に掲げる職の複数を継続した任期のなかで異動した者の退任慰労金の算定は、第10条第2項の定めによる。

(常務理事又は理事を兼ねる法人常勤職員、非常勤の役員)の退任慰労金の額)

第8条 第6条第3号の常務理事のうち法人常勤職員を兼ねる者、第6条第4号の理事のうち法人常勤職員を兼ねる者、第5条ただし書に定める学長又は校長、非常勤の者及び第6条第6号の監事の退任慰労金の額は、22万円に第10条第1項に定める在任期間(年数)を乗じて得た額とする。ただし、第6条各号に掲げる職の複数を継続した任期のなかで異動した者の退任慰労金の算定は、第10条第2項の定めによる。

(評議員の退任慰労金)

第9条 第6条第7号の評議員の退任慰労金の額は、8万円に第10条第1項に定める在任期間(年数)を乗じて得た額とする。ただし、第6条各号に掲げる職の複数を継続した任期のなかで異動した者の退任慰労金の算定は、第10条第2項の定めによる。

(在任期間の計算、継続した任期のなかで職を異動した者の退任慰労金の算定)

第10条 在任期間(就任から退任〔任期の終了、辞任、解任、死亡等〕までの期間)に1年未満の端数がある場合は、6月を超える期間については、これを1年とし、その余を切り捨てる。

2 第6条各号に掲げる職の複数を継続した任期のなかで異動した者(第8条に該当する場合を含む。)の在任期間は、それぞれの職に係る就任から退任(任期の終了、辞任、解任、死亡等)までの期間を前項の定めにより算定した年数とし、それぞれの職ごとに第7条から第9条の規定により退任慰労金を算定、積算し、退任時に一括して支給する。

第3章 雑 則

(公 表)

第11条 法人は、この規則をもって、私立学校法第137条第2号に定める財産目録等として、報酬等の支給の基準を公表する。

(補 則)

第 1 2 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第 1 3 条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで理事会が行う。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 5 日から施行する。
- 2 この規則の施行により、「学校法人大阪医科薬科大学役員等報酬規則」及び「学校法人大阪医科薬科大学役員等退任慰労金支給規則」は廃止する。
- 3 この規則の施行日の前後を通じて役員等であった者の役員等退任慰労金の支給にあたっては、改正の施行日の前日をもって退任したものとみなして従前の規則により算定した額と、施行日をもって就任したものとみなしてこの規則により算定した額の和をもって、その支給額とする。

別表 1

| 号 | 報酬月額 (円) |
|----|-----------|
| 1 | 420,000 |
| 2 | 525,000 |
| 3 | 630,000 |
| 4 | 735,000 |
| 5 | 840,000 |
| 6 | 945,000 |
| 7 | 1,050,000 |
| 8 | 1,100,000 |
| 9 | 1,150,000 |
| 10 | 1,200,000 |
| 11 | 1,250,000 |
| 12 | 1,300,000 |
| 13 | 1,350,000 |
| 14 | 1,400,000 |
| 15 | 1,450,000 |
| 16 | 1,500,000 |
| 17 | 1,550,000 |

備考

1. 理事長は別表1の16号～17号、副理事長は13号～15号の範囲で理事会が決定する。
2. 常務理事は別表1の9号～11号の範囲で理事会が決定する。
3. 理事である副学長は、別表1の10号～11号の範囲で理事会が決定する。理事である学部長は、別表1の8号～10号の範囲で理事会が決定する。
4. 常勤監事は別表1の5号～6号、常勤の理事は7号～8号の範囲で理事会が決定する。
5. 相談役は1期目を別表1の12号、2期目を5号とする。ただし、委任する業務内容に応じ、理事会の決定により追加報酬を支給することができる。
6. 寄附行為第7条第1項第1号理事については、別表1の8号～10号（校長）又は12号～14号（学長）の範囲内で理事会が決定する。

別表 2

| 役職名 | 報酬月額（円） |
|-------------------|--|
| 常務理事 （法人の常勤職員） | 200,000 |
| 理事 （法人の常勤職員） | 50,000 |
| 非常勤の理事・監事 | 50,000 |
| 評議員 | 20,000 |
| 参与 | 別表 1 の 2 号相当額又は退任前の年間報酬（又は給与）総額の 1/2 の額の 60% の額のうち有利な額 ただし、委任する業務内容に応じ、理事会の決定により追加報酬 を支給することができる。 |

備考

1. 法人常勤職員で理事を兼務する副学長及び学部長は、この表を適用しない。ただし、副学長手当、学部長手当としてそれぞれ所定の額を支給する。
2. 法人常勤職員で理事を兼務する病院長には、この表を適用しない。ただし、管理職手当として月額 200,000 円及び病院長手当として月額 200,000 円をそれぞれ支給する。
3. 非常勤の理事とは、法人における勤務（役員以外の役職を含む。）が本務でない理事のことをいう。

別表 3

| 号 | 支給月数 |
|-----|------|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | 0.75 |
| 6 | 0.75 |
| 7 | 0.75 |
| 8 | 1.39 |
| 9 | 1.97 |
| 1 0 | 2.50 |
| 1 1 | 2.99 |
| 1 2 | 3.45 |
| 1 3 | 3.87 |
| 1 4 | 4.26 |
| 1 5 | 4.62 |
| 1 6 | 5.85 |
| 1 7 | 6.14 |